

令和8年度 志木市職員採用試験

(令和8年8月1日採用)

受 験 案 内

市民とともに汗をかき

自ら磨き続ける努力を惜しまない

高い志と熱意ある次のような ✨人財 ✨を求めています

- 地域の活動に積極的に関わりを持つことができる人
- 社会環境の変化による行政課題を発見し、柔軟に対応できる人
- 自らの職員力を高める努力を惜しまない人
- 今までの経験を、志木市のまちづくりに活かしたいという意欲のある人
- 誠実・公正で市民に信頼される職員

受付期間: 令和8年3月23日(月)~令和8年4月12日(日)

第一次試験日: 令和8年5月17日(日)

志木市は埼玉県から「多様な働き方実践企業」に認定されています。



1 募集職種など

募集職種		受験資格	募集人数
試験区分	受験区分		
一般事務職	上級 (大卒程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	合計 10人程度
	民間企業等 職務経験者	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で <u>職務経験（正規採用）が通算して5年以上</u> ある人	
一般事務職 (社会福祉士) ★	上級 (大卒程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で <u>社会福祉士資格</u> を取得している人	
	民間企業等 職務経験者	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で <u>社会福祉士資格</u> を取得し、 <u>職務経験（正規採用）が通算して5年以上</u> ある人	
技術職（土木）	上級 (大卒程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	
	民間企業等 職務経験者	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で <u>職務経験（正規採用）が通算して5年以上</u> ある人	
技術職（建築）	上級 (大卒程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	
	民間企業等 職務経験者	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で <u>職務経験（正規採用）が通算して5年以上</u> ある人	
一般事務職 (学芸員) ★	上級 (大卒程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で <u>考古学（埋蔵文化財）</u> の課程を専攻し、 <u>学芸員資格</u> を取得している人	若干名
	民間企業等 職務経験者	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で <u>考古学（埋蔵文化財）</u> の課程を専攻し、 <u>学芸員資格</u> を取得しており、 <u>職務経験（正規採用）が通算して5年以上</u> ある人	

保健師 ★	上級 (大卒程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で <u>保健師資格</u> を取得している人	若干名
	民間企業等 職務経験者	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で <u>保健師資格</u> を取得し、 <u>職務経験(正規採用)</u> が <u>通算して5年以上</u> ある人	

注1. 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません（別記参照）。

注2. 国籍・学歴は問いません。

注3. 年齢については、試験の告示の属する年度の4月1日現在とする（令和8年4月1日）。

注4. ★は資格等要件あり

注5. 民間企業等経験者について

民間企業等における職務経験には、正規採用として5年以上継続して就業していた期間が該当します。職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験のみ通算することができます。最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。**必要な職務経験の期間を満たしていることが確認できない場合は採用されません。**

申込現在で志木市職員（任期の定めのない職員に限る。）である人は受験できません。

注6. 受験資格についてご不明な場合は、最終ページ【試験に関する問い合わせ】先まで、ご連絡ください。

2 入庁後の仕事内容について

いずれの職種も入庁後は、電話対応・窓口業務などコミュニケーション能力が求められる接客業務、通知・法律などを読み解き作成する文章理解・文書作成業務、パソコンを用いた事務処理などの業務に携わります。

そのため各試験では、公務員として必要な一般知識・知能、課題に対する理解力・文章の表現力やコミュニケーション能力などを確認することを目的として、実施しています。

3 試験日時、会場

試験種類	試験日	試験会場
書類選考	令和8年5月上旬までに結果を通知します。	
第一次試験	令和8年5月17日(日)	志木市総合福祉センター 所在地：志木市上宗岡1-5-1
第二次試験	令和8年6月中旬(個人面接) 詳細は、第一次試験合格者に通知します。	志木市役所

※第一次試験の集合時間については、**書類選考合格者**に5月上旬までに通知します。

※第一次試験の結果は市ホームページに掲載し、合格者には郵送で通知します。

4 試験の方法

試験種類	職種	試験内容	
書類選考	全職種	受験申込書による選考	
第一次試験	筆記試験 (<u>上級程度</u>)	一般事務職 (事務・社会福祉士・ 学芸員)	試験 選択制 一般教養についての試験 (公務員試験)
		保健師	
		技術職 (土木・建築)	専門的知識についての試験 (公務員試験)
	筆記試験 (<u>民間企業等 職務経験者</u>)	一般事務職 (事務・社会福祉士・ 学芸員)	S P I 3 (民間型試験)
		保健師	
		技術職 (土木・建築)	専門的知識についての試験 (公務員試験)
	適性試験	全職種	職務遂行上必要な適性についての試験
	論文試験	全職種	表現力及び理解力についての試験
第二次試験	口述試験	全職種 個人面接試験	

※試験選択制の職種については、試験申込時に選択していただきます。

5 申込手続き

受付	期 間：令和8年3月23日（月）から令和8年4月12日（日）まで
	申込方法：インターネットによる電子申請（詳細は次ページに記載）
提出書類	第一次試験当日（5月17日）に提出するもの
	1 令和8年度 志木市職員採用試験受験申込書 →書類選考合格者に郵送しますので、 <u>顔写真を貼付して提出してください。</u> 2 資格証明書の写し →社会福祉士・学芸員・保健師の受験者のみ ※受験票も試験当日にご持参ください。（提出不要）

※書類が不備の場合は受理できません。

また、提出された書類は一切お返ししませんので、ご了承ください。

※民間企業等職務経験者は受付時に受験申込書の他、同申込フォームよりアピールシート
の入力が必要です。

※学芸員は受付時に受験申込書の他、同申込フォームより卒業論文概要調書
の入力が必要です。

直接アクセスする場合はこちら

【インターネットによる電子申請方法】

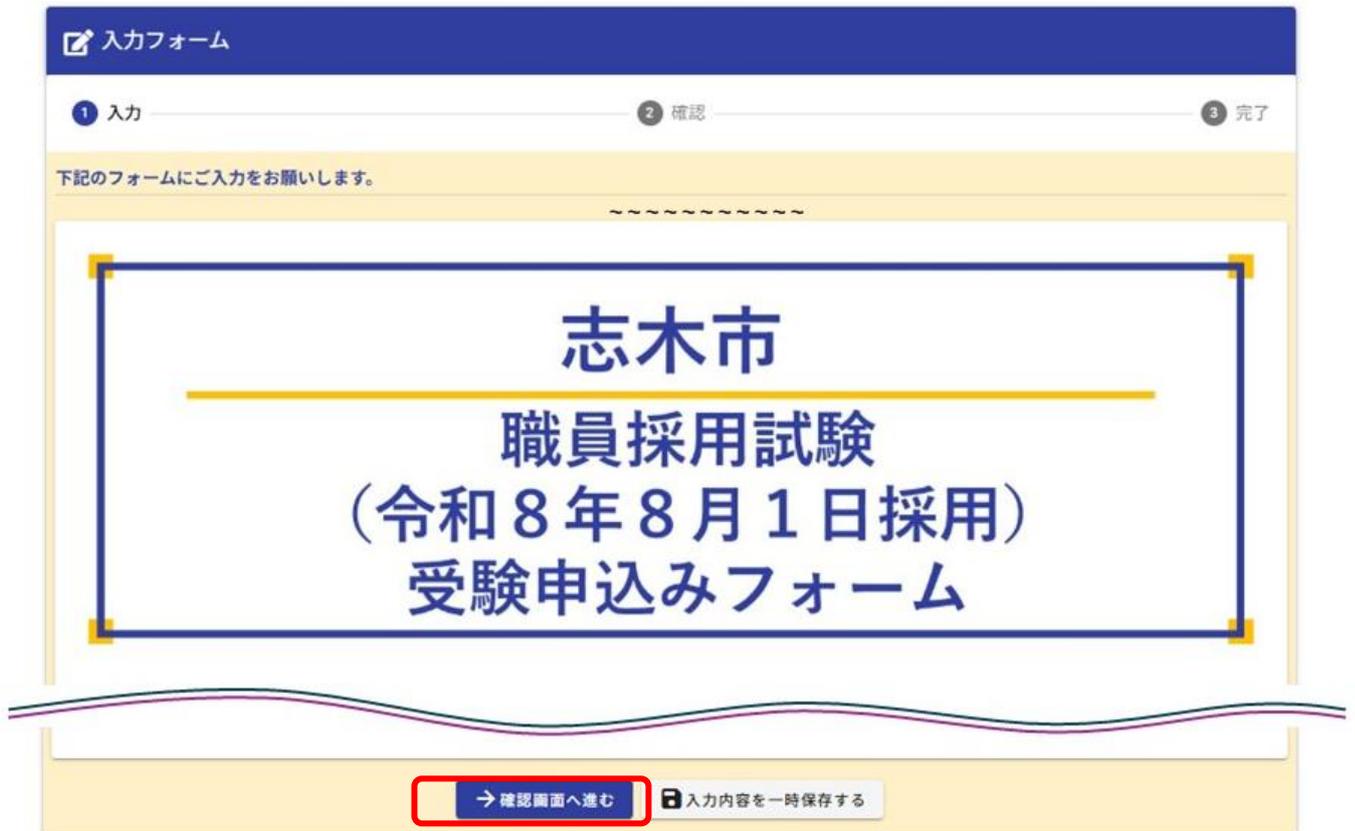
① 志木市ホームページより電子申請

試験の申込みは、志木市ホームページの
受験申込みフォーム画面で行って下さい。

(入力フォームに入力 → 確認画面へ進む → 送信)

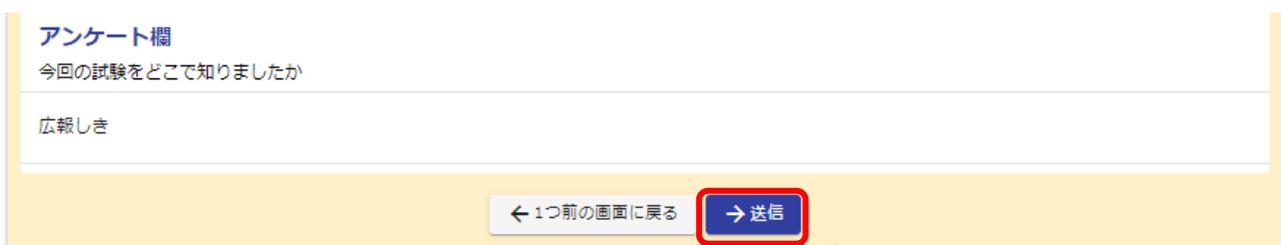


Step 1 受験申込み入力フォーム画面で申込み内容を入力していきます。



全て入力したらクリック

Step 2 入力した内容を確認してください。



確認できたらクリック

※送信ボタンを押すと内容を修正できなくなりますので、よく確認してください。

Step 3 送信ボタンを押すとこのような画面が表示され、申込みが完了します。

※同じ内容の電子メール（題名：令和8年度志木市職員採用試験（令和8年8月1日採用）受験申込みフォーム [受付番号:●●]）が入力したメールアドレスに届きます。

受付期間内に①まで完了してください。

- ② 受験申込書と受験票を、受験者住所へ郵送します。
(5月上旬までに書類選考合格者のみに郵送します。)
※受験申込書には、入力していただいた申込み内容が印字されています。
- ③ 受験申込書の記載内容確認欄（最下欄）に署名し、顔写真を貼付して第一次試験（5月17日）の際に提出してください。
※受験票（顔写真貼付）も第一次試験受験時に必要になるので、当日持参してください。

6 最終合格決定までのスケジュール

4月12日まで	受験の申込み
5月上旬	人事課より、書類選考の結果通知(全員)、受験申込書、受験票及び第一次試験の日時(合格者のみ)の通知を発送
5月17日	第一次試験(筆記試験、適性検査、論文試験)
6月上旬予定	第一次試験の結果発表
6月中旬	第二次試験(個人面接) ※事前に面接カードを提出していただきます。
6月下旬予定	第二次試験結果(最終合格者)を発表
8月1日	入庁

7 採用

- (1) 最終合格者(第二次試験合格者)には、**履歴書、最終学歴の卒業証明書**を提出していただきます。また、職務経歴を有している場合は、職歴を加算して給与の格付けを行いますので、**職歴証明書**を提出していただきます。
- (2) 最終合格者は、任用候補者名簿に登載されます。(登載から2年間有効)
- (3) 採用の時期は、原則として令和8年8月1日となります。
ただし、欠員の状況に応じて採用となりますので、名簿登載者すべてが採用になるとは限りません。
- (4) 次の事項に該当する場合は、任用候補者名簿から削除されます。
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 卒業見込者が卒業出来なかった場合、又は受験資格で求める免許等を取得できなかった場合
 - ③ 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないことが明らかになった場合
 - ④ 任用候補者として信用を失墜する行為(非違行為)を行った場合
 - ⑤ 受験区分が民間企業等経験者の方で、職歴証明書により通算5年以上の職歴が確認できない場合

8 勤務条件等

育児・介護をする職員向け各種休暇や、フレキシブルタイム制度実施要綱に基づく職員の時差出勤など、各種制度が整備されており、埼玉県より多様な働き方実践企業プライム認定を受けております。

- ・勤務時間は、週38時間45分です。

通常の場合、午前8時30分から午後5時15分までの勤務で、土曜日、日曜日及び祝休日が休み。ただし、配属先によっては異なる場合があります。

- ・休暇は、年次有給休暇が年間20日付与されるほか、負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、また、結婚、忌引、出産などの場合には特別休暇があります。

9 給与等

令和8年4月1日現在における初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。（採用時までには給与改定があった場合はそれによります）。

《一般事務・技術職の例》

上級（22歳大学新規卒業の場合） 273,240円

《保健師の例》

上級（22歳大学新規卒業の場合） 278,300円

《民間企業等経験者の例》（職務経験加算済み）

35歳（職務経験通算12年の場合） 297,505円

40歳（職務経験通算17年の場合） 300,265円

【全職種】

- ・職務経験がある場合は、年数に応じて加算調整されます。
- ・扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの諸手当が、条件に応じて支給されます。

【民間企業等経験者】

- ・民間企業等経験者での採用者は昇格に必要な必要経験年数及び必要在級年数が短くなります。

10 共済制度

埼玉縣市町村職員共済組合及び埼玉縣市町村総合事務組合（退職手当）に加入しています。

別記 ○地方公務員法（抄） （原文縦書）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【試験に関する問い合わせ】

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市役所 総合行政部人事課人事給与グループ

電話 048-473-1111（代表） 内線2122・2123